

道路貨物運送業 荷役作業時の 労働災害をなくそう!!

群馬労働局 労働基準部 健康安全課

平成27年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上労働災害による死傷者数のうち、**道路貨物運送業が11.7%**を占めています。
(8業種(食料品製造業、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業、建築工事業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、清掃・と畜業)が全産業の半数以上を占めています。)

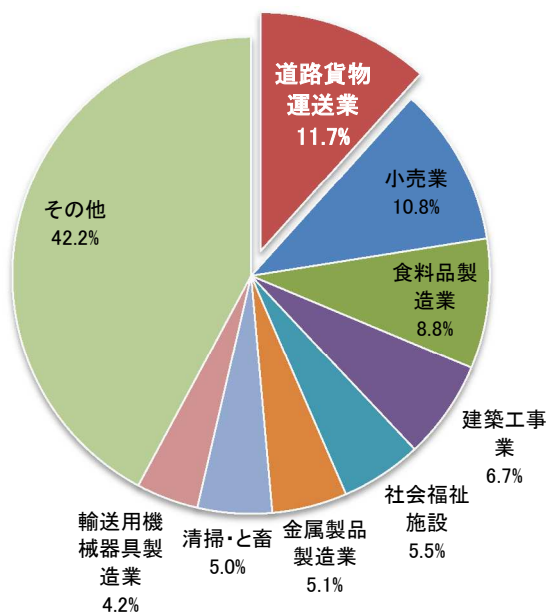


図-1 全産業での労働災害発生状況(平成27年)
資料:労働者死傷病報告

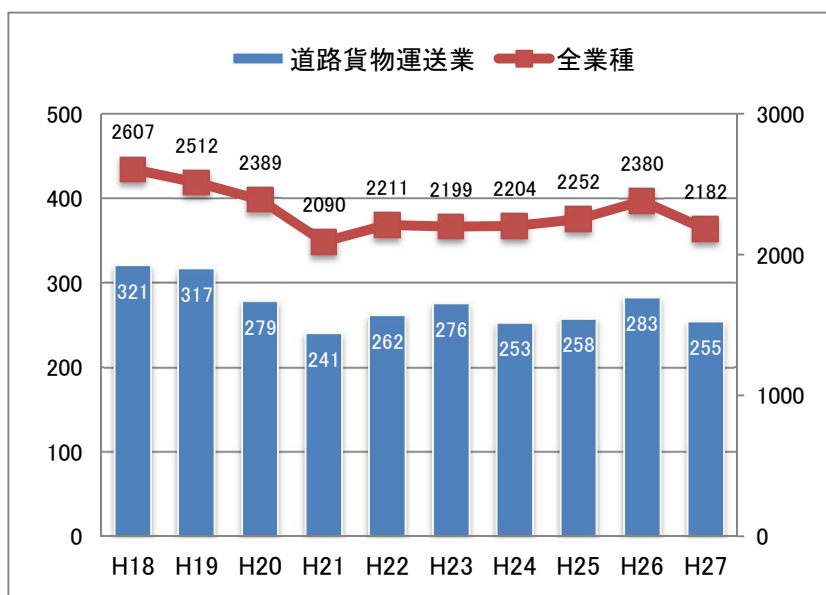


図-2 全業種及び道路貨物運送業における労働災害発生年別推移
資料:労働者死傷病報告

道路貨物運送業では、**墜落・転落による災害(31.4%)**や、**トラックに起因する災害(44.3%)**が多くなっています。

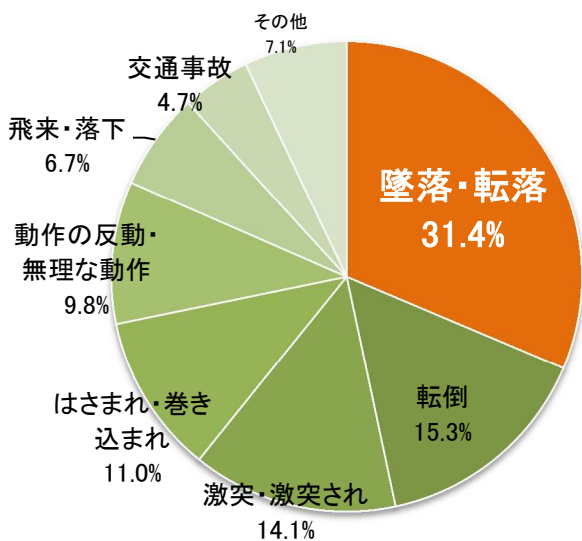


図-3 道路貨物運送業での事故の型別労働災害発生状況(平成27年)
資料:労働者死傷病報告

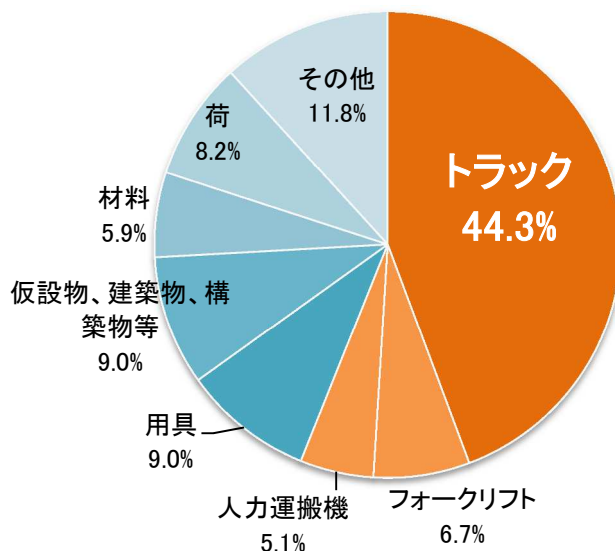


図-4 道路貨物運送業での起因物別労働災害発生状況(平成27年)
資料:労働者死傷病報告

道路貨物運送業における主な労働災害の発生原因は以下のように分類されます。

	墜落、転落	転倒	激突	巻き込まれ、はさまれ	無動作の反動、無理な動作	飛来、落下	交通事故	激突され	その他	総計
動力運搬機										
トラック	63	10	13	9	1	1	10	2	4	113
フォークリフト	1	2	1	6	1	1		5		17
仮設物、建築物、構築物										
通路		8				2				10
建築物、構築物	3		2							5
作業床、歩み板		3			1					4
階段、棧橋	2									2
その他の仮設物、建築物、構築物等	2									2
用具(はしご等、玉掛け用具、パレット等)	7	3	5	3		2			3	23
荷		1			14	2		2	2	21
人力運搬機(かご車等)	1	1	1	4		2		1	3	13
その他	1	11	3	6	6	9	2	1	6	45
総計	80	39	25	28	25	17	12	11	18	255

図-5 道路貨物運送業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況(平成27年) 資料:労働者死傷病報告

労働災害防止のためのポイント

～陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの概要～

荷役作業における労働災害防止措置(基本的な対策)

○荷主等との荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか確認してください。

○保護帽、安全靴等の着用

安全な作業を確保するための作業内容に適した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

○安全に荷役作業が行えるよう作業場所の改善

荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全な作業の確保のために改善を行ってください。

○不安全な作業指示に対する荷主等への改善要請

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。



安全管理体制の確立等

○荷役災害防止の担当者を指名し、担当者の果たすべき役割、責任及び権限を定める。

指名した荷役災害防止担当者に対して荷役災害防止に必要な教育を実施し、担当者の役割、責任及び権限を労働者に周知してください。

○安全衛生方針の表明、目標の設定等の実施

荷役作業における労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ「安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「安全衛生計画の作成」「リスクアセスメント」を行ってください。

○陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

安全衛生委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。

反復・定期的な荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害防止措置について協議してください。

トラックからの墜落・転落災害を防止しよう!!

- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 貨物自動車の荷台への昇降のための設備の使用
- 荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、施設側に安全带取付設備(親綱、フック等)を設置



災害事例 (群馬労働局管内)

- ▼50歳代のドライバー(経験期間1年)が、右足をあおりにかけ左手でトラックのボディを掴んだところ手が滑って転落し、右腕を骨折した。(休業2カ月)
- ▼20歳代のドライバー(経験期間5年)が、タンクローリーに製品積み込み作業中、安全帯を親綱に掛けていなかったため高さ約3mの積込口より転落し、頸部を骨折した(休業3か月)
- ▼40歳代のドライバー(経験期間21年)が、荷台のシートをかける作業中、濡れていたシートを引っ張ったところ滑って転落し、両足を骨折した。(休業3か月)

トラック荷台や通路での転倒災害を防止しよう!!

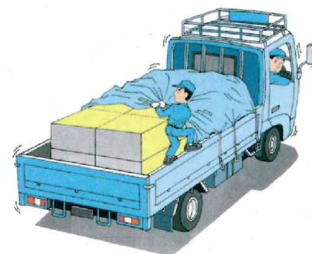
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 荷役作業場所等に合った耐滑性、屈曲性のある安全靴の使用
- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸、段差等の改善等
- 床面の防滑化
- 台車等の使用

災害事例 (群馬労働局管内)

- ▼40歳代のドライバー(経験期間7年)が、客先への荷物搬入作業後、地面が降雨のため滑り転倒し、足首を骨折した。(休業1か月)

荷取扱い中等の動作の反動・無理な動作災害を防止しよう!!

- 職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)で示された対策の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守事項の確実な実行
- 人力荷役について、機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備の改善



災害事例 (群馬労働局管内)

- ▼40歳代のドライバー(経験期間11年)が、荷台の段ボール(約30kg)を積み上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。(休業1か月)
- ▼40歳代のドライバー(経験期間2年)が、トラックの荷台に荷物を積み込む際、左ひざを捻って痛めた。(休業2か月)

コンベヤー・ロールボックスパレット（かご車）による はさまれ・巻き込まれ災害等を防止しよう!!

- コンベヤー、ロールボックスパレット、台車等を使用して荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 通行のためにコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置
- 駆動ローラとフレーム、ベルト等に手指等のはさまれ・巻き込まれ防止のための覆いの設置
- コンベヤーへの逸走等防止装置、非常停止装置の設置
- ロールボックスパレット等の運搬における進行方向の視界の確保と移動経路上の整理整頓
- ロールボックスパレット等のキャスターが引っかかり転倒することのないように床・地面の凹凸や傾斜をなくす措置の実施

災害事例 （群馬労働局管内）

▼40歳代の構内作業員（経験期間19年）が、倉庫内においてかご車を両手で掴み移動していたところ、隣にあったかご車に接触し、右手首を挟まれ骨折した。（休業40日）

▼40歳代のドライバー（経験期間10か月）が、ハンドリフターでパレット荷物を移動する際、ハンドリフターの車輪に足を挟まれ、左足指を骨折した。（休業3週）

フォークリフトによる災害を防止しよう!!

- 運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- 運転者の荷役作業時の遵守すべき事項（用途外使用の禁止等）の確実な実行
- 使用時のルール（制限速度、交差点等での安全確認）を定め、見やすい場所に掲示
- 運行通路の死角部分へミラー等を設置
- 走行場所と歩行者通路の区分けと表示



災害事例 （群馬労働局管内）

▼40歳代の構内作業員（経験期間10か月）が、フォークリフトで走行中、他の作業員に指示しようとした際、右肘が柱に挟まれ骨折した。（休業3か月）

▼50歳代のドライバー（経験期間30年）が、トラックのバック誘導をしていた際、後方からバックで進んできたフォークリフトに激突され、左足を骨折した。（休業1年）